

国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険証が8月から新しくなります

●問い合わせ 保健医療課国保室
☎53-2111(内線252~254)
または各支所地域福祉課

新保険証を世帯主に送付します

8月1日(木)から使用する新しい保険証(ピンク色)は、7月下旬ごろに国保加入者全員分を世帯主あてに特定記録郵便で送付します。

個人あてに送付して欲しい場合や住民登録地以外の居住地に送付を希望する人は、「送付先変更届」の提出が必要です。運転免許証などの身分証明書と印鑑を持参の上、保健医療課国保室または各支所地域福祉課の窓口で手続きをしてください。

(既に送付先変更届を提出された人は手続きの必要はありません。)

郵送ではなく、直接受け取りを希望する人は、7月12日(金)までに保健医療課国保室または各支所地域福祉課へ連絡してください。

なお、受け取りの際には、運転免許証などの身分証明書と印鑑を持参してください。

新高齢受給者証の送付

対象者(誕生日の翌月現在で満70~74歳)には、保険証と一緒に新しい高齢受給者証(藤色)を送付します。

今年度の住民税課税所得により、一部負担金の割合が変更になる場合がありますので、新しい受給者証に記載されている負担割合を確認してください。病院などで受診される際は、保険証と一緒に提示してください。

◆新受給者証の表示について(右写真参照)

- ① 一部負担金の割合(2割または3割)が表示されています。
 - ② ①で2割と表示されている人については、医療費の一部負担金の割合が平成26年3月31日まで据え置かれたため、受給者証上部に「(平成26年3月31日までは1割)」と表示されています。
- ※現役並み所得者(※1)の人は、3割負担のままです。

ジェネリック医薬品で医療費を軽減しよう

薬には、成分・効き目が同じでも、価格の高い薬と低い薬があります。

低価格の薬は、「ジェネリック医薬品(後発医薬品)」と呼ばれ、厚生労働省の承認のもとに価格が従来の2~7割減に設定されるので、皆さんの負担が軽くなります。薬代の負担を軽くする工夫は、国民健康保険税額の上昇を押さえることにつながります。

保険証カバーには、ジェネリック医薬品の希望についての表示が印刷されていますので、医師や薬局に提示して相談してください。

新保険証【ピンク色】

国民健康保険 被保険者証	(平成26年3月31日までは1割) 有効期限 平成26年7月31日	
	記号・番号 村上-00000000	
氏名	村上 花子	性別
生年月日	平成2年4月1日	
世帯主氏名	村上 太郎	
住所	新潟県村上市 三之町1番1号	
発給年月日		
交付年月日		
保険者番号	150128	
保険者名	村上市	

新高齢受給者証【藤色】

国民健康保険 高齢受給者証	(平成26年3月31日までは1割) 有効期限 平成26年7月31日	②
	記号・番号 村上-00000000	
氏名	村上 太郎	性別
生年月日	昭和15年7月1日	一部負担金の割合
世帯主氏名	村上 太郎	①
住所	新潟県村上市 三之町1番1号	
発給年月日		
交付年月日		
保険者番号	150128	
保険者名	村上市	

※1 現役並み所得者とは

同一世帯の中に住民税課税所得が145万円以上ある70歳以上75歳未満の人をいいます。ただし、該当する人の収入合計が複数で520万円未満、単身で383万円未満の場合は、申請により1割負担になります

こんなときは、保険証が使えません

工作中的事故や交通事故、酒酔い、けんか、犯罪、自殺などは、保険証を使用して治療を受けることはできません。

このような場合は、保険証を使用する前に国保室にお問い合わせください。連絡なく使用すると、医療費をお返しいただく場合があります。

国民健康保険税の確定通知書を 7月中旬に世帯主に送付します

●問い合わせ

税務課保険係

☎53-2111 (内線223、224)

または各支所市民生活課

■正式な保険税額をお知らせします

国民健康保険税は、加入者の前年中の所得をもとに世帯単位で計算します。すでに4月以降の年金から仮の保険税を納めている世帯には、平成24年中の所得が確定しましたので、再度計算をして、今年度の正式な保険税額をお知らせします。

なお、年度の途中で75歳の誕生日を迎え、後期高齢者医療制度に加入する人がいる世帯の保険税額は、75歳の誕生日を迎える月の前月分まで計算し、年間の納期数で割り振りした金額をお知らせします。

また、40歳から64歳までの人には、第2号被保険者介護保険料分を納めていただきますが、年度の途中で40歳になる人は、誕生日を迎える月(1日が誕生日の場合はその前の月)の分から納めていただきます。

■所得が少ない世帯に対する保険税額の軽減

確定申告や市・県民税の申告をした人で、所得が一定以下の世帯の保険税額は、被保険者均等割額と世帯別平等割額を世帯の所得に応じて7割、5割、2割を減額して計算します。(手続きは不要です)

■納付方法

保険税の納め方には、年金から天引きされる「特別徴収」と、納付書や口座振替による「普通徴収」があります。

特別徴収の場合は、年金支給日に天引きされます。普通徴収の場合で直接納付する世帯は、通知書に添付されている納付書により窓口で納めてください。

口座振替を申し込んでいる世帯は、納期限日に振り替えますので、振替日までに残高を確認しておいてください。

■納付方法を変更できます

特別徴収の場合は、国民健康保険税納付方法変更申出書を提出すると、普通徴収(口座振替)に変更できます。振替口座の預金通帳、通帳の届け出印、保険証を持参して、税務課・各支所市民生活課・各連絡所で手続きしてください。(金融機関ではできません)

納付書から口座振替へ変更を希望する場合は、振替口座の預金通帳、通帳の届け出印、保険証を持参して、税務課・各支所市民生活課・各連絡所・市内金融機関で手続きをしてください。

保険税の税率および賦課限度額

課税区分		平成25年度
医療分	所得割率	7.5%
	被保険者均等割額	26,000円
	世帯別平等割額	12,400円
	賦課限度額	51万円
後期高齢者 支援金分	所得割率	2.5%
	被保険者均等割額	9,900円
	賦課限度額	14万円
介護分	所得割率	2.2%
	被保険者均等割額	13,000円
	賦課限度額	12万円



■納付相談を受け付けています

納期限までに納めることができない場合など、納付に関する相談を受け付けています。担当の職員が、現在の状況を確認し、それぞれの事情に合った納付計画を一緒に考えていきますので、お困りの際はご相談ください。